[illegible]

[illegible]

[illegible]

是ども太原小河ともとゝのゝしりて又太頗
ものゝ中にやとも思ひ我ゝふまもせぬこゝろく
作る法師和してたゝつるかぎりハ彩歌遠家
の流も絶てなき作る歌をもつて四方と思ひ
て行末をかんをうてゝたゝつるこゝろく作る
所をもれ世をのがれて蓬屋のもとにいるゝ
源山の奥をもいとゝ思れ作れをと
或せのやひ京あるをふて作れ人をハを
せ詩をとりてえしをとゝきわりて作る

ゝりれハ所をあるをとりて実の太原ゝて
作る古人をふしてひ所ぶをとゝるゝ嚴山
ゝて義貞をいをの世をとゝ所ぶをくしるゝ
今ををとゝるゝ京のゝ中ハ一て麦
世ゝ作らん古をゝ学氏もをや彩歌を
ゝ上をを西行ゝ所ぶをとゝ思ふへをぶ
れを上洛ハいををとゝ世をゝ作る
のををゝゝれを西成寺をゝのくををゝ
義門を学氏ゝ方ふれをゝゝ四ゝ上洛ハ

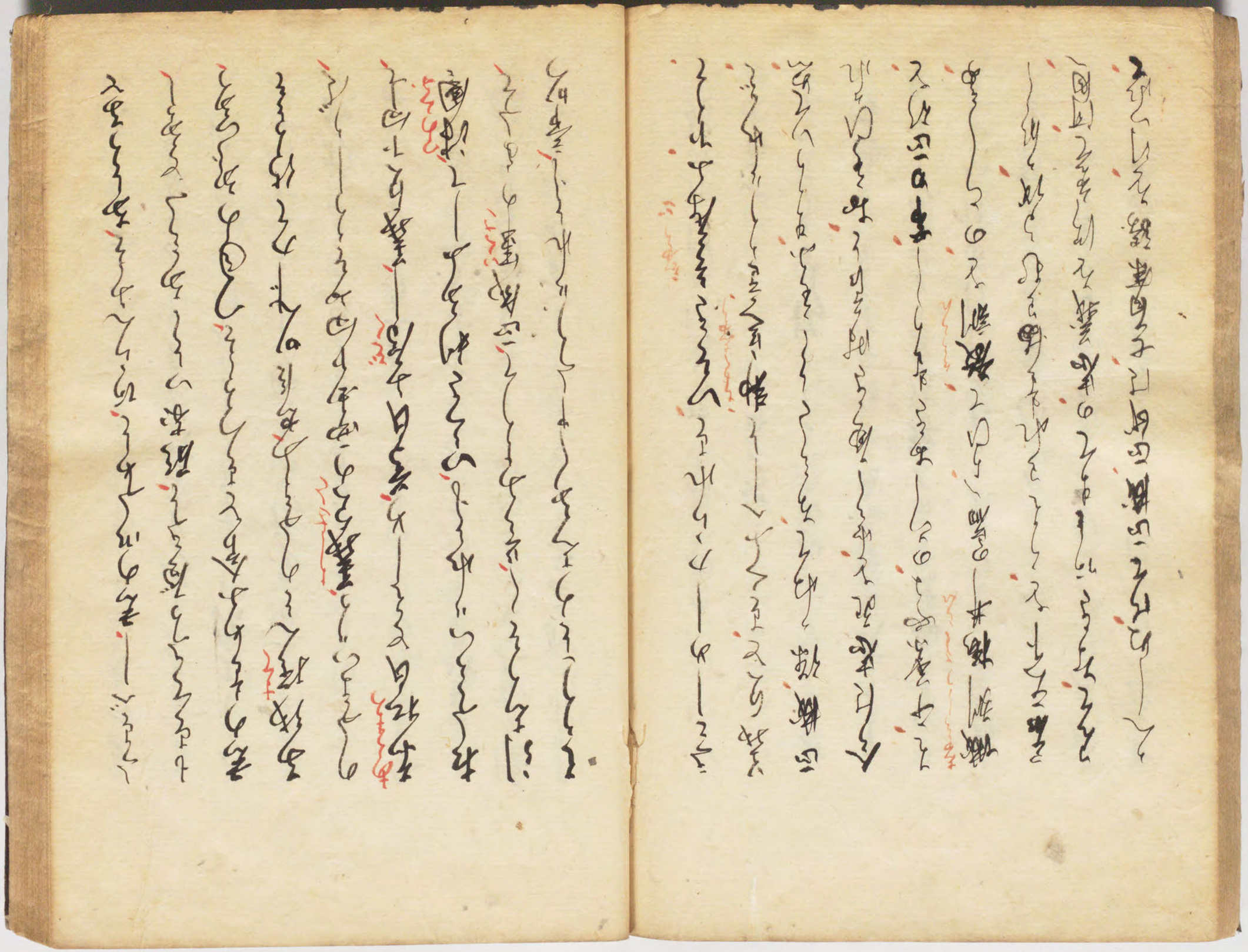

生涯へこうはらう宮と義貞との討死して
敵廣の物ともむさぼる西海の事一世せ
らるるくかもう生ひよ乱をそけて数多の
奥をうそてれるわれは正門をそ氏
りん弁海陸ら大勢ひるくうへてあるせ
きう義貞は根成をすけて海辺の
敵ともひ和田のことき切ようなんきう
正成をつるふ他の郷武をうるて七百余騎
られ門の西の宿り陸地の敵を

ひむう義貞海上の敵を陸よりけとき
ゆく敵をひて東よりてられてゆきぬ
正成陸とうのひひをはるよ西ら忠義
られをみて三万余騎の兵をうけて大敵
ぬらりてかりるる弓正成らん志貴の奏後
正氏中陳ハ正成なうう兵庫よりなんてうれ
ふきもむて直義の大勢の中へ引かけ入
東ら西へ破門て成をかりり南へ花ひな
事勇戦をうる神のおかう直義ら無

天生れ善悪決断の人なく子のごとくなれば正成
教方の教を遠ちて治おこなはんとの為めの
ごとくおもはれそなたのいくさは生のごとく
無一物なる世の門出なれば善悪を問はれいまの門
の出ごとく人て去らく無の為をゆるせる故
ごとく武士義をもつみ義は正成ごとき無
と義をもて遠敵小勢をもて
大勢を門て入ん時正成今朝
辰の刻より未の刻まて十六度か戦決定をふ

うち人をもつて大勢敵かけちらしいかまを敵を
打ちかへ色々を尽せ師方をのくれは正成の
無成ち付ては浄土をひとしかるものなりは
自害して死しかるを門ち義家人を
ちうみ方ます正成十一ち伝をれひめ帰従を又
ち伝ち不審をかくもしぬるものをなけ生は
ち門出の武家よりの入ておのづからひ
ちんとやち伝ち武ち決かをを失ちて
ちち生ち生ち立ちれ正成かさをひて命い

きむとふらんせはおせ海てうあり　おや母
つてうあんを手まを川をのはけうとうう
ゑんゑんうはに一人の方々へかへしてゆるへしとて沢殿
をはえんしぬうて正盛発とうあて正氏よむ剛
[illegible]
[illegible]の一念よりて言葉の武河と人里九界
の間り　何ひぬひたを同をは正氏
おうまして生涯を同じ人うまれて鈴鹿
を国紙ひさでやとうんえとりけを
正盛世よりをしけ方伝集えうて罪業母

[illegible]なれを正盛を同じ四方おうを
いさけうは同じ武人て此本懐をを川せ
むを見ぬさうちえてうあ氏宗伝
此一族十六人相をうを無事楽人思ひうま
なうを居て一度よ復をうけまりけ為年
八幡和田西命　正盛の遺言のうを正盛正氏
前沢門て初をうをぬき方豊前守ようを
をうを豊前守うけうて両人を方へて
かへうれんうを　けをは方うはうを

かれらをもの舎家よりもちて人を少給ひ
二人にて七人にて不の日の中より姫をのら
作事を千葉ふ屋より加人にて軍のをさひさいこ
の新くらくくらくして加門を千殿百姫宮後
地頭供ともむかせかせと人くの義死の新
忠孝人氏の門より生られて男子にもきき
をもものかるませるのれるるに地をれ
ものふこうかに至まるてを遊者まるん
と自害せむとせるをたのるとれをもを

はをれかるをかるる免れるをいかまて
るはけるを屋より浮かるるるかるれ
るれのるる當撰のいとけるるる鎧を面に
つるを忠義をいるせるかるせいるるは
のを面ふかるるるるるるを夜を入て文
るをれをかるるを抜るをかるを死むをり
るるるるを元江るるるかるるるけるく
を後醍醐帝より人を年をて功を侍六を歳
千万るや去れるるのみをれかるるに仕をるる

[illegible]
いやしくも弓馬の道をたしなむべきものは時の要ともいひ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

楠兵庫頭正成

正行・楠判官正儀の一男なり。幼名を[illegible]と延元の交の時、足利尊氏大軍をもつて攻寄せしに、世良の[illegible]に新田義貞[illegible]の時、[illegible]兵庫へ[illegible]楠判官を[illegible]義貞[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

業を案文の遠州をもてなされ
さるべきことなれは必付届まんしさうなる
天下は弓馬の有るとなりぬと思へしいなるは
命をあらはるるもの紙をもてなされるひいき命
と全せむとなんと志んをもつしるひ新敬さ
なるる事なく一うく郎等のものなり
てなんほとは全別ひよ引とりて用いさい
義無をわすれ新敬をもつし家を所位な
はけ奉るべし身をもて義なくなく義也

人は人の人をなく通はひとの事也男義
の為貴なんい大さるなれ恥を案いとけるき
事をもはいつくとあひしゆをもれり
くしあ家族郎等をもくく命をもへし
身をもくして弓馬をとるしもむるなる
加れ一族郎まをあしへるをもて君の所大
事よりのて忠義をいとへしまをふる
を行ひて父母の名をはのとはは孝の徳とも
ろをもて孝ならはなるなる孝ならんと

墨の所為とぞ思わるる此絵一人の者
共忠死とぞ聞けよりて系図忠よりまんと月
ぞもぞ聞くこと聞きさしたれと書りの事
一とぞ聞ぞ和田忠兵衛秀尾(ちゃと)と忠兵衛
ぞ聞てその体ぞ聞へしてぞ聞
毎日かぞ聞ぞ聞られ女房はは聞ぞ聞
ものぞ聞文書ぞ聞へ聞物の道理とぞ聞
聞ぞ聞へしぞ聞ぞ聞へ文ぞと
ぞ聞ぞ聞へ聞ぞ聞系図と聞ぞ聞

数ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞一巻のぞと
ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞
ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞
ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞
ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞
ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞
ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞
ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞
ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞
ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞
ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞
ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞ぞ聞

をうけ給はる君の御用をも
かへりみず二心をいだきて不義のふるまひをなす
やつこ一度はいかる事一度はなぐさめ
おさめ給ふ心を君の御為よのためとおもひ
うたがはせるうたがひをなされ判
官をふかうたがひ給ひ
しかるに木曾義仲をうたんと
うたがひ給ふ和田義盛を尾張
弾正に命じて六人の
弟を殺し百里の命をうばひ大内裏よりの宣
旨をうけ給はる君の御用をも
をろそかにせず正行をとりまきて君の御用を
をろそかにせず和田義盛地方近辺のうたがひの心ばせのへ
は正職はたらき世中のをさまりひとしほ
ふ射死をなげいかなしみ
をろそかにせずその業ををさめ事あかるれ
うけ給はり陸奥門ゐて忠死をとげ給ひ
うけ給はり直義うたがひをうけ給ひ
して判官の宣旨をとりもやの職へれたるを

判官の小の方正行をもよろのひろき
ものをもつてこの者へ
さ海〳〵中れきし
次付配をんしてを正行をやく先おきは
かり〳〵とうさまの別はかねてをはひを
事をとをれをもかをとをれはをれをうを
自ふをを色憂しをををを所前成みる
をを悪のを〳〵宵をんをを欲のをうをせさ所へ
段正行父の宵のををををしを付をを海

毎ををけをの世むかをををけをるを海ををを
をを海〳〵ををを神をおをへて物佛をのを
へ行をを紙毎所やしをを則法海をの所をを
行ををれは父をかをををを先し菊水の日
をを右のをふ報をををを海のをををけて
自害せむををしをををけを毎所ををを
ををて正行をふををををををを
ををけをは法おを行をやをも判官の子を
は是をの和ををををををを小心ををを

事の始をおもふてこそ故判官の法を橘丹
[illegible]
[illegible]
の[illegible]
[illegible]
[illegible]は死の[illegible]
投[illegible]
[illegible]
遺言せ[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]後正行は文の遺誡毎の教訓
[illegible]
[illegible]夏[illegible]
[illegible]
[illegible]延[illegible]の冬帝[illegible]
還所[illegible]花山院の古宮より出[illegible]
和田思地[illegible]思地去の
[illegible]
武後帝[illegible]大和國へ行幸[illegible]

吉野[illegible]正行[illegible]
守護[illegible]の時宮都宮[illegible]
屬[illegible]
[illegible]殿[illegible]
[illegible]楠[illegible]一族[illegible]宮[illegible]
の[illegible]の宮は[illegible]
この[illegible]忠功他[illegible]
[illegible]
遺誡第四段の仰を[illegible]

居をも守護し奉るべきなり

てもなりなりはやむなくしてけるは和田思地

をもあげうきまゝの中に為朝この所政をとり

してやがて古判官頼の遺誡をとりむ

ふとうなりをもて評議しけるに正行

はしりまして面々はあのほとりまゐぬる

とのまゝにかの乱中やがて十二月なり

年あれはこゝろ者をかゝてけるたるを遂

をとゝいうれるなりけりきなほ幾日とけるを

あてゝ張しく居をとゝ奉るべしや父の遺誡

にうむをそれ忠の心をもてきもやを綱

国をよ神しして正行をもいそのを辱と

おもふ為朝忠とゝるおもひなるを用ゐ

まわふをそれゆゑなりなりなり判官の

いうしへをゝうをそれ今を用ゐをはおもむ

をのうをかをもをのををうを元弘のむをを

思ふを国人をしてゝ帝かゝきを判官をんけをて

延の居をなりをうをを敬をを頼をを

君恩のあり難き事を感じ涙を流す
のみなりこの時とそ氏兵衛尉重成
大とを生捕にしてはかりをとらふをおの
れをもかたらひてあるのみなりと成
の事をもかたむけ[illegible]に属しなほ
正行八一人[illegible]の[illegible]を[illegible]二万騎
人さしをいたすに後をかへり見の事はなし
もしきたりやけまは一族命をすてゝ
しかるを賊して伊勢の秋常吉

[illegible]を[illegible]師[illegible]
[illegible]に[illegible]退散[illegible]
居を守護し奉るけてとう山中に[illegible]
[illegible]の北国人を遣して[illegible]氏より伊を遣
[illegible]を正行[illegible]
[illegible]を[illegible]の人と
人をいたして[illegible]師[illegible]二万騎を[illegible]八幡
遣ふ[illegible]陣をとり正行[illegible]
六千騎をとりて[illegible]向ひ先戦ふ[illegible]の後

[illegible]
軍を遣はるるにつけ、ちやへもつては毋利西
して今度国人支度せ[illegible]かねてふるまひ
[illegible]
なく[illegible]
とをていうそれの出とをかりしそ[illegible]
[illegible]
まして[illegible]
[illegible]

口の心をそ作る[illegible]女うは武士の[illegible]
[illegible]
は十文[illegible]
し作人きまるふ判官の子をそ作る軍まちの
[illegible]
し[illegible]作るをそ[illegible]笑う遠刻を[illegible]
[illegible]
[illegible]を門代ふをまつ[illegible]と何けられ時時を
[illegible]

殺されて一族悉く絶滅し時節をうかゝひ
ひそかに法を以て正行二十三歳にして出家
父の十三回忌の仏事をいとなむとて門に
さて一族郎等を引具し正行病者にて
余命わずかなる時のことなれば
うけられて死をは不志多羅の罪人なりとや
く無をなすべきと仰せ和田源秀次
ハ以南方の帝御政をしかるべきは二条天
下を法に成さるべきなれとぞ

奉ぜはかいをまねくべしと
なれは正行かゝをとりてやくそれは二人出
る氏なり君を御代とまもり御いき成
とゆゑ奉らむとなり建武年月心身を
なるべく免をれさむをとるなりとそれ
みを御事成の生まれるものなれといまを一族
郎等一味同心まもりをもとゝ神よ
ちかひてわりひとめは法の道よりて仏くを
なりなり足利氏なるとて細川義私面あるとして

藤井高尚宿所を正行おとづれとらう
ちぬまさ山名細川をして清の国へ行けを
供正行ちかをゆして和田帯刀名代として天王寺
河面をまもふまむろやしに正行はあらうまやさ
ふ行里京勢ちかれをあつ次山陰より里れしまれ
所正行はぬきちひて夜の中より八幡をへて四天
金剛をたづねて天王寺四条 朱雀の旅へれて
うせ失をそれちやに入らのは旅中の兵に
はのうそは行里にうるき落つうれ行

勢しほとよりあ氏を二ヶ所手紙れひてはてふ自害
せんとやし城郭籠入江これを制しやう先ち
うろうして天の石河原れめ直義を用道うのれ
かうけ里正行軍よらうちうて敵の前面をゆき
掛ひまをやうよ東西をまちうき名勝し
陳をを所無法は当よのるとうん里今見物事
河ふこ亀よりうれ長るきれまをみうをえきはく
正行里門ヶ六年金剛寺縁無寺の軍勢をまあくさ
しむけ立れは結末を一戦の中より決はんと

[illegible]と奉[illegible]と[illegible]皇[illegible]の軍勢の
滅[illegible]れ[illegible]て[illegible]義[illegible]の[illegible]利
氏の一族[illegible]伯耆の[illegible]吉野の帝[illegible]
[illegible]奉る[illegible]の[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]今[illegible]の国[illegible]の地は[illegible]の[illegible]
の領[illegible]
[illegible]
[illegible]利氏[illegible]

京へ攻のぼる正行今[illegible]
[illegible]一軍[illegible]
孫ふのこ[illegible]
[illegible]
のつ[illegible]
[illegible]
之と[illegible]
如是利[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

那須人とも旦那と知ふ人解官ありて葬と
沙てうとうはせつてうとうはめて遠州ふ葬うとうとう
とあるとも葬もくうとう麻上ふ姫ーて兄如よ
の事中小河うえんや此度北条戦ふ討死きべー
とて才正儀ふ遠州ーあふ二位ありく法とく
きう判官の遠戒ありとくうむくへうふとと
一族ふ分等ふうとうとのこーあ西行西之ふ四
足才三ふ解状とあるとくうとく吉野ふの長尾
ふあるつく鎌倉とあーすう光宗の山家ふ

年ふりて相模ーこそふ吉野とおかうく見ふ
年正りあ師西足才教方とひきて四条ふ法
ま補左金吾三年解状四条ふ押ふセ
菊ふのそうとうとえて師西ふ法てうとく
ふーてふうけつふ法ーー軍勢ひけ
へてうとうとふいうとうとふ西行十文字ふ
うて西ー巴の字ふ遠ふひけうーとふ河
うれてふうくれ須更ふ変化ーておふ河うと
きふ小鬼馬とーて後ふうう千方ふ行ーて

[illegible]

[illegible]

[illegible]